

奥野陣七と神武天皇

——神武天皇陵と橿原神宮の周辺——

外池 昇

はじめに

奥野陣七は天保十三年に大和国葛城山の麓橿原村に生まれ、幕末には勤王方として働いた。その後古蹟の調査を手掛けつつ何点かの刷物・書籍を発行し、神武天皇への尊崇を根幹とする報国社を神武天皇陵のある畝傍の地に興した。明治二十三年に橿原神宮が創建されると、奥野陣七は畝傍橿原教会を設立したが、次第に橿原神宮と軋轢を深めるに至った。その後明治三十五年に奥野陣七は「有罪ノ宣告」を受け、翌年には畝傍橿原教会も解散した。これを期に奥野陣七は大阪に居を移し、家庭教育奨励会の設立を企図するとともに奥野報国社を興し「長寿神武丸」等の薬の製造・販売を業とした。

しかし後には奥野甚七は畝傍橿原に戻り、「橿原神宮附属講社講員取扱所」の「支講長」として活動する等したのである。

奥野陣七については、すでに高木博志著『近代天皇制と古都』（二〇〇六年、岩波書店）が触れる所である。同書は、奥野陣七著『皇祖神武天皇御記』（明治二十八年）が明治十三年から同十五年にかけての神武天皇陵の様子を記すこと⁽¹⁾、奥野陣七が後に橿原神宮宮司となる西内成郷とともに神武天皇の宮址を顕彰したこと⁽²⁾、明治二十二年十月十六日に地方庁より認可された畝傍橿原教会では奥野陣七は監査主務・権大講義であったこと⁽³⁾、明治二十六年五月十一日には「橿原神宮神苑会創立之主意」と「橿原神宮神苑会規約」を草したもの⁽⁴⁾の明治三十四年頃には橿原神宮との間に軋轢が生じたこと⁽⁵⁾等に注目した。

本稿は、このような奥野陣七の動向をより具体的に述べるとともに、奥野陣七と神武天皇陵や橿原神宮との関係をも明らかにしようとするものである。

一 勤王方として

奥野陣七の著作に『富貴長寿の枝折』がある。同書には、明治四十二年に大阪で発行された版と大正二年に奈良で発行された版が確認される⁽⁶⁾。ここではそのいずれにも掲載されている「衛生物語」か

ら、奥野甚七自らの筆による半生記をみることにしたい。要約は次の通りである。

天保十三年（一歳）八月八日に大和国葛城山の麓檜原村奥野陣三郎の長男として生まれる。

嘉永元年（七歳）十一月に天然痘に罹る。

文久元年（二十歳）春京都に上り勤王の聞え高きある堂上家に仕える。

文久二年（二十一歳）八月上旬に極く軽症な麻疹に罹り四〜五日臥す。

文久三年（二十二歳）八月に中山侍従忠光卿を大将として志士等が大和南山に義兵を挙げたのに

際し、孝明天皇が春日神社に行幸し軍機の御祈りをされ次いで神武天皇御陵に参幸し陵前で王

政復古の勅詔を発せられる内議が決したのを禁裏守護職の会津他に知られ行幸も中止になり、

そのため三條實美公等七卿方も長州に落ちる等の悲境に陥った。陣七等は南山の挙に後陣とし

て行幸に供奉の心得で後廻しになったので、天誅組と称する忠光卿始め同志等が一旦消散の際

には表面では関係ないが実は内聴を勤め、忠光卿のために長州に行き用務を全うした。

慶応元〜二年（二十四〜五歳）慶応元年の冬より太宰府に閑居の三條公に内応の命を蒙り太宰府

に行き京の安否を通じようと謀ったが、幕府を恐れたのか黒田家等の嚴重な守護の為容易に近

づけず、幸に京都での知合いの医師陶山一貫の宅が菅公配所の旧蹟榎寺の側だったので事情を

告げ十一月から翌年四月迄食客となり肥築の間を奔走し三條公へ内応も漸く全うした。この間

時々長崎に遊び後の男爵松本順先生と懇意となり摂生法の話聞いた。松本先生が陸軍軍医総監になってから明治三十九年の春迄上京中は先生を訪問し、先生が京阪間にお遊びの際は畝傍山麓の陣七旧宅に迎え、普通の人に必要な俗間薬劑法や人々に日々欠かせない摂生法等の伝習を受け実地に応用し、貧乏だが四十八年間一度も病に罹らない。

慶応三年（二十六歳）十二月十日の王政復古の勅令に際し鷺尾侍従（鷺尾鷹聚）を総大将に薩長土水藩他十津川郷士等勤王有志が高野山に登るに際し陣七の同志旧郡山藩通称水野八郎（本名藤井勇七郎）の誘いで従伴し撫降討逆の趣意を奉じ高野山で越年した。

明治元年（二十七歳）正月早々大和五條に出張し幕府の代官中村勘兵衛を追払い王政復古の勅令を言渡し、大和国の大名旗本に勤王の御沙汰を達したが、この際国民の本分として聊か尽力した事は同志や大和国の人々はよく知る所である。その節鷺尾殿より賞状を賜った（奥野忠雄「陣七旧名」一其方儀平日勤王の志厚く尚又此度尽力の段神妙に思召させらる依而目録の通りに下賜るもの也、戊辰正月鷺尾殿執事目録大小一腰、金五千疋）。同志等は五條出張所を大納言烏丸卿に引継ぎ京師に上ったが、同志水野八郎が強酒の為酒毒に罹ったので看病し正月下旬に京師に上った。水野氏は軍務官追捕使頭取に任せられたが陣七は考える点があり奉職せず同年中は京都に遊んだ。

明治二年（二十八歳）正月元旦年詞状に代え勤王倭心党と題し同志に配布した。「此葉は第一勇

氣を増し膽を練り臆病を去り兵端を開き奮発する事奇妙也、然れども勇氣盛なる時は少々控へ用ふべし、多く用ふる時は粗暴を来す事あるべし、但し魁け一騎乗り振合ひ突倒し勤王の為に闘争防戦等は疲弊を厭はず決て頓着なし、故に早々採用試みるべし、己巳正月元旦調合所草莽舎奥野忠雄」。正月五日に京都寺町通下御霊神社の西横手で参与横井平四郎を同志土屋信雄が暗殺した。これに陣七は関係なかったが陣七は維新前は本姓を土屋名を忠雄といい、下士土屋信雄とは同志で名も信雄・忠雄といっているので友人には親族か兄弟のように思われていたとみえ陣七は縛についた。幸に三月下旬に放免されその後東京に行き八月中旬まで在京、用事で京都に帰る途中東海道中で兵部大夫大村益次郎と駿州原宿と三州岡崎宿で同宿、八月二十六日に同時に京都に着いたが同夜大村は旅館で何者かに暗殺された。東海道筋を同行したのは陣七だけなので嫌疑を蒙り獄に繋がれ明治三年九月まで監房或は宿預けの身となり明治三年九月に無罪放免された。

明治四年（三十歳）外山・愛宕両卿の陰謀の事件が起りまた奈良県の囚人となり日々拷問されたが白状に及ばず網乗物で京都へ護送され十二月上旬まで入獄していたが、両卿は東京で切腹安木・疋田両人は京都で断罪となり小和野廣人等十人は鹿児島県へ外十人は青森県へ終身禁獄その他八丈島等に遠島の同志も多分あったが、陣七と藤田一郎等は無罪放免となった。その頃から郵便がで鹿兒島・青森の終身禁獄者から種々言つて来たので捨置く訳にもいかず年々鹿兒

島にも行き同志を慰めた。

明治九年（三十五歳）冬鹿兒島に遊んだが妙な殺風が立つように察し、西郷隆盛や県令大山綱良等が懇切にしてくれたが、留まって朝敵の名を蒙っては恐れ多く強て断わり十二月下旬に便船で帰国したのは幸だった。

『富貴長寿の枝折』が大阪で発行されたのが明治四十二年、時に奥野陣七は六十八歳である。ここに客観的な事実が尽くされているのでもないであろうが、勤王方のいわば下役として各地を奔走し獄にも繋かれた経緯が晩年の回想としてよく著されている。

二 「御古蹟」の調査

興味深いのは、『富貴長寿の枝折』の右の要約に続く部分である。

前述の次第でムリ升故に維新前より国民の本分として聊か勤皇を盡したく存じましたる志も却て政府の厄介をかけます事はかりにして漸く命だけを全う致しました、然るに失敬ながら不肖の同志諸君は何れも勅任官以上に用ひられて居る御方が多くムリまして馬鹿の鏡と云ふは不肖唯

一人でこり升故しやうこに中途ちゆうとより奉職ほうしやくも好ましからずと存ぞんじまして、相成あひなるべくは国民こくみんの本分ほんぶんとして歴れき代の御陵墓ごりやうぼを始め奉り全国神社仏閣ぜんこくしんじやぶつかく名所旧蹟等なしょきゆせきとうにても取調かんとくべまして皇恩かうおんに報むくひ又国家こくかに盡つくすべしと考かんがへ升たるため殆ほとんど三十年間さんじゅうねんかんのあつ前述ぜんじゆの御古蹟ごこせきを調査たうさ致いたしたる次第しだいでり升故しやうこに学識がくしきなく経けい験けんなく資産しぜんなき老野人らうやしんでり升あれ共実地きんじちを云ふ事ことだけは略はば承知しょうちいた致いたし升あり

つまり、自分は命がけで勤王方として働いてきた。それにも拘わらず同志が出世するのに比べ自分は全く不遇である。今更奉職でもなく、「国民の本分」として「歴代の御陵墓」を始め「全国神社仏閣名所旧蹟等」を調べ間接に皇恩に報い国家に尽くそうと考え三十年間これらの「御古蹟」を調査してきた、というのである。奥野陣七による「御古蹟」調査へ向けての契機は、自らの不遇を嘆く心情とそれを乗り越える為に新たに見い出された対象の中にあつたのである。そうであれば、奥野陣七にとつての「御古蹟」とは自らの存在の拠り所であるとともに、自己主張の根源に他ならない。

また、「御古蹟」調査から「殆んど三十年間」というのを『富貴長寿の枝折』が大坂で発行されたのが明治四十二年であることからすれば、明治十二年頃に「御古蹟」調査が始まったことになる。これと後に取り上げる奥野甚七編『歴代御陵墓参拝道順路御宮址官国幣社便覧』の「緒言」に「明治十四年九月一日宮内卿の認可を得て以来年年御陵墓に参拝し其順路檯原御宮址を初め平安御宮址に至る各御宮址其他全国官国幣社及び名区古社寺等を巡拝する宿駅の里程に至るまで概略を正し」とあるこ

とを考え合せると、奥野甚七が「御古蹟」調査を始めたおよその年代を推し量ることができる。

三 報国社から畝傍檀原教会へ

ここでは、奥野陣七、また奥野陣七が設けた報国社・畝傍檀原教会が発行した刷物・書籍をおよそ年代順に取り上げることにした。

「神武天皇御陵図」は、神武天皇陵の俯瞰図に簡単な神武天皇陵の説明を添えた彩色の木版の刷物で、「花橋画」との朱印がある。⁽⁸⁾「今井町」「高市御縣社」「耳無山」「綏靖天皇陵」「天香具山」「千鳥池」「畝傍山」「安寧天皇陵」といった神武天皇陵の周辺が陵門前の様子を含めてよく描かれている。なおこれには「神武天皇御陵前支店／編輯兼出版人奥野陣七／大和国葛上郡檀原村住」とあり、「編輯兼出版人」奥野陣七の居所が出生地の檀原村となっている。奥野陣七による刷物・書籍にはその居所を檀原村とするものは他には確認できず、「神武天皇御陵前」で活動を開始したものの未だ「檀原村住」とせざるを得なかった頃の奥野陣七をここからよく窺うことができる。⁽⁹⁾

奥野陣七編輯・出版「今上皇帝神武天皇御陵江御参幸之節奉奏之御祝詞」⁽¹⁰⁾は、明治十年二月十一日の明治天皇による神武天皇陵参幸の際の祝詞を載せる木版の刷物である。「明治」[年／十月廿九日]との朱印があり年代は特定できない。奥野陣七については「大和高市郡大久保村神武天皇御陵御門

前」とする。

奥野陣七編輯『皇朝歴代史』（明治十九年十一月十七日版權御願、同年十一月二十九日版權免許、同年十二月三十日出版、版權免許報国社蔵梓⁽¹⁾）は、天皇陵についてそれぞれ祭日・代数・陵名・周圍・方角・続柄・諱・皇后・宮都・在位・崩御・陵の所在地について記す。奥付によれば「編輯兼出版人」は「大阪府平民奥野陣七」、「大和国高市郡大久保村第四十六番地則神武天皇御陵門前住執中学派員」、そして「定価金三拾錢」である。「報国社々主」奥野陣七は「緒言」（明治十九年十二月）で出版の経緯について「抑モ先帝ノ御宇文久三亥年以來各御陵御修繕後御歴代御陵地名出版セシ書冊不尠ト雖トモ実地ニ比較セシモノ尠シ、是レ予カ深嘆スル処ナリ、今哉実地ニ就テ歴代天皇御陵參拜道ノ枝折ヲ設ケント欲スル志願、既ニ明治十四年九月一日宮内卿ノ認可ヲ経テ以來各御陵実地ニ就テ取調タル草稿ヲ撰抜シテ一書冊トナシ明治十九年十一月十七日出版御届全月廿九日内務大臣ヨリ版權免許ヲ得テ出版スル書冊ナリ」とする。

右の刷物・書籍から、檀原神宮の創建以前に、奥野陣七が「神武天皇御陵門前」に居し自ら社主として報国社を興すに至った過程をたどることができる。

この後奥野陣七は畝傍檀原教会を設立する。

畝傍檀原教会の設立や活動の方針については『明治二十二年十月十六日御認可／畝傍檀原協会々々則／畝傍檀原協会本院』⁽¹²⁾の「創立ノ理由」（明治二十四年四月三日）に詳しい。「本会創立主唱者謹

言」、即ち奥野陣七によるものである。

畝傍檀原教会創立ノ賛成者ハ当県両院撰出議員及ビ県會議員諸君并ニ町村長衆其他名誉諸氏等八十余名ヲ信徒総代トシ、別冊規約ニ則リ明治廿二年十月十六日奈良県庁ノ認可ヲ得、尊 皇報國ノ有志ヲ限り會員結集スル由縁ナレバ左ノ会則ノ如ク漸次執行仕度、最モ 神武天皇畝傍山東北御陵門前ヨリ畝傍山東南檀原御宮跡ニ鎮座ス檀原神宮表通りエハ直径八丁南ニ当レリ、則チ畝傍山麓ノ民地ニ拾町歩余ヲ本会々員ヨリ領収スル会費及ビ共有地有志集金ヲ以テ買求メ畝傍公園ト称スル花園ヲ設ケ該公園内エ御歴代天皇御陵真景ニ依リタル遥拝所ヲ築設シ、普ク海内尊 皇報國ノ有志畝傍山麓エ参拝ノ節ハ、歴代天皇御陵ヲ目前ニ拝セシメ倍歴代天皇御陵エ有志参拝ノ方法ヲ設ケ太祖創業ノ太勲ニ奉酬致度、何トナレバ御一新際勅令ニ曰ク今ヤ王政復古ハ 神武天皇ノ創業ニ基クトアリ、既ニ文明日進ノ方今ニ至ルモ花山院天皇ノ西國三拾三箇所弘法大師ノ西國八拾八箇所等エ参詣スル信者多クシテ尚皇國ニ新西國新四國ト称スル参詣所数多有之、是レニ反シテ歴代天皇御陵エ参拝スル有志ハ未タ多シトセズ、是レ遺憾ノ至リヨリ本会ヲ開設スル由縁ナレバ尊 皇報國ノ有志各位ハ宜敷御賛成且御入会ノ程希望候、尤モ該公園ニ余地ヲ見込置文久三亥年八月王政復古ノ魁タル大和義拳ヲ初メ勤王ノ為メニ身命ヲ擲チタル義士鎮魂合祀ノ神殿ヲ(魁招魂社ト称シ)檀原神宮境外^(三)漸次執行シ、倍尊 皇報國ノ和魂ヲ朽サラシメンコトヲ祈ル

而已

ここに畝傍檀原教会の理念とその実現の為の方法がよく表現されている。つまり、神武天皇尊崇の根柢を「御一新勅令」に王政復古は神武創業に基づくことと求めるとともに、畝傍山麓の畝傍公園に「御歴代天皇御陵真景」による遥拝所を設けて有志の歴代天皇陵参拝の手立てを講じ、公園の余地には文久三年八月の大和義拳の戦死者の鎮魂のための神殿（魁招魂社）を営むことを構想するのである。そして、畝傍檀原教会が明治二十二年十月十六日に奈良県庁により認可されたことも述べる。⁽¹³⁾

奥野陣七は明治二十三年四月二日の檀原神宮創建を契機として、その本拠を報国社から畝傍檀原教会に改めたのである。所在地も報国社が「畝傍山東北御陵門前」⁽¹⁴⁾であったものが畝傍檀原教会は「檀原神宮境外」⁽¹⁵⁾とされた。⁽¹⁶⁾しかし奥野陣七は、畝傍檀原教会を檀原神宮に従属するものと位置付けたのではない。檀原神宮を神武天皇尊崇のための重要な拠り所と認めつつも、なお畝傍檀原教会独自の活動をその根幹としたのである。

奥野陣七編輯印刷兼発行「皇祖天神歴代皇靈遥拝之巻」(檀原神宮境外畝傍檀原教会本院発行)⁽¹⁷⁾(以下「遥拝之巻」という)は明治二十年一月三十一日版權免許同三十三年二月二十八日再版同三十四年九月二十日三版の活版の刷物である。畝傍檀原教会の設立が明治二十二年十月十六日であるのに、版

権免許が明治二十年一月三十一日でしかも発行所が畝傍榎原教会であるのは、これが恐らく報国社によつて版權免許されたのを後に畝傍榎原教会が引き継いだことによるものと考えられる。

内容は天之御中主神・高皇産靈神・神皇産靈神から孝明天皇までを表にしたもので、天皇については祭日と陵の所在地を記す。末尾には「明治廿年一月三十一日版權免許ヲ得テ本遙拝之卷ニ伊勢神宮官国幣社遙拝之卷ヲ添へ之ヲ対幅トシテ各有志へ授与シ来リ」とあり、「伊勢神宮官国幣社遙拝之卷」との刷物も存していたことがわかる。なお「遙拝之卷」は「明治二十年一月卅一日版權免許／皇祖天神歴代皇靈遙拝之卷全／奈良県榎原神宮境外／発行所畝傍榎原教会本院」とある袋に収められている。

少教正奥野陣七編輯「畝傍山東北御陵并ニ榎原神宮真景」（奈良県榎原神宮境外畝傍榎原教会本院発行）¹⁸（以下「真景」という）は明治二十四年四月十一日発行同二十七年四月二十日再版の、神武天皇陵と榎原神宮の俯瞰図の木版の刷物である。なお「真景」は「明治廿四年六月六日版權所有／同廿七年五月十一日再版発行／少教正奥野陣七編輯／畝傍山東北御陵并ニ榎原神宮真景／奈良県榎原神宮境外／畝傍榎原教会本院発行」とある袋に収められている。

奥野陣七編『神武天皇御記』¹⁹は明治二十八年八月二十四日印刷同月三十日発行同日版權登録の書籍である。奥付は、「編輯印刷兼発行者」の奥野陣七について「奈良県高市郡白檀村大字畝傍第廿一番邸住畝傍榎原教会本院起原主平民」と、発行所を「奈良県榎原神宮境外畝傍榎原教会本院」とする。

また、「少教正奥野陣七」は「緒言」（明治二十八年八月）で、「此御紀ヲ編輯出版シ普ク海内尊 皇 報国ノ有志者ニ授与セント欲スル故ハ、既ニ帝國六国史ヲ初メ種々ノ国史中ニ 皇祖神武天皇創業ノ 太勲ハ掲載有之モ何レモ大部ノ書冊ニシテ完全ナル専門ノ御記之ナク故ニ普通人民ノ一読スルニ便ナ シ、亦之ヲ求テ取調ブルモ大同小異ニシテ其説一定ナラズ、是ヲ遺憾トス編者ハ其国史中古事記日本 紀ノ二説ヲ初メ確實ナル書冊ニヨリテ草稿ヲナシ其古跡ニ至リテ八年來実地ニ就キ取訂シ、明治十四 年春上京ノ途ニ三島神社ニテ権田直介大人ニ就キ校閲ヲ乞ヒ、亦十六年春在京中平山省齋矢野玄道両大 人ニ就テ檢校ヲ頼ミ」と、著述の契機や経緯について述べる。

さらに本文中で、神武天皇陵の竣成に際して陵域内に埋められた石碑について「同年（引用註、文 久三年）十有一月御成功の際正六位上大和介谷森種松に命じて碑文を撰しめ長七尺餘の石へ其文を 刻ミ御陵中土居巽角より少西方へ埋給ふ其文曰」とし、続けて碑文を碑に似せた形状の図として載せ る。⁽²⁰⁾

「神武天皇御陵御修繕之際陵内埋碑文石摺全」⁽²¹⁾（以下「埋碑文石摺」という）は、畝傍檀原教会によ るこの碑文の刷物である。但し、現実に神武天皇陵の陵域内に埋められた石碑から採ったものではな い。文面は次の通りである。

（二行目） 神武天皇御陵御修繕之際陵内埋碑銘文（二行目） 文久三年春二月奉 勅修理 畝傍山

東北陵伏惟 陵年代悠邈封土荒（三行目） 類民貪土毛半夷爲田其所存僅美佐牟邪伊之地名耳美佐牟邪伊即 御（四行目） 陵也據名徵實確得封限焉於是欲置障於四周以防他日之侵食堀至丈許（五行目） 往々出朽木又得瓦器許多或嚴釜或手抉平环窪环高环之類大小不一體（六行目） 制古朴蓋上世祭祀之具撤後委積 陵旁閑地者也乃詣 闕奏上奉 御（七行目） 覽越十一月脩 陵事畢 勅以瓦器重還故地持藏石函埋于 陵右又誌（八行目） 以歌歌曰美佐々伎廼美彡麻々都理斯曾能可美迺阿登袁淤古斯弓知與（九行目） 母伊波々牟 正六位上大和介種松謹撰

右の（二行目）は『神武天皇御記』の図にはない。

なお、「埋碑文石摺」の著者蔵本は「神武天皇御陵御修繕之際陵内埋碑文石摺全／奈良県橿原神宮境外／発行所畝傍橿原教会本院印」とある袋に収められている。また、早稲田大学會津八一記念博物館には「神武天皇御陵埋碑文石葉／同御陵御石標石摺石葉／畝傍山東北御陵門前報国社奥野蔵版印」とある袋が収蔵されているが、これは、神武天皇陵の「御石標」の「石摺」（未見）もが発行されていたことと同時に、これらが当初報国社の発行であったものが後に畝傍橿原教会に引き継がれたことをも示すものである。

佐藤虎雄著「文久三年に於ける神武天皇陵御修理に就いて」（神宮皇学館館友会編『皇学』第四卷第四号、昭和十一年十二月）⁽²³⁾は、同じ石碑についての刷物が大阪府平民大和国高市郡大久保村三十六

「番地平岡庄太郎が編修・出版人となり明治十四年十月八日に出版御届の上宮内省の許可を得て「神武天皇御埋碑文」と題し木版刷で定価二銭で売られたことを述べる。佐藤論文が取り上げた米山宗臣氏蔵本は明治十四年七月十二日と同年九月一日の宮内省御許可の朱印があり、刷紙は縦一尺六分横五寸二分というが、「埋碑文石摺」は刷紙が縦約三尺三寸五分横一尺三寸五分であるから、両者は別のものである。

奥野陣七編輯『歴代御陵墓参拝道順路御宮址官国幣社便覧』(以下『便覧』という)は明治三十一年四月二日印刷同月十一日発行同年四月版權免許で「編輯兼発行者」を「奈良県高市郡白檀村大字畝傍第廿一番屋敷奥野陣七」とする書籍である。奥野陣七は「緒言」で、天皇陵に参拝する人が少ないのは参拝道の枝折を編纂する識者がない為とした上で、『便覧』発行の経緯について「明治十四年九月一日宮内卿の認可を得て以来年年御陵墓に参拝し其順路檀原御宮址を初め平安御宮址に至る各御宮址其他全国官国幣社及び名区古社寺等を巡拝する宿駅の里程に至るまで概略を正し不日出版する計画にて其準備中客年六月下旬該参拝日記より撰抜して歴代天皇御陵参拝道之略枝折と号し主務大臣を経て天覧に奉供候處其後戸田諸陵頭殿より右者奇特之義に付御陵墓参考書として永く宮内省諸陵寮に保存可相成旨地方庁を経て御伝達相成編者の面目之れに過ぎず」とし、具体的な宮内省との繋がりを強調する。

この経緯からすれば、『便覧』が「御宮址」や「官国幣社」も載せるといっても、中心に据えられ

たのはやはり「御陵墓」なのであろう。その『便覧』の「御陵墓」の部分についても、天皇陵に限らず皇后陵や皇族墓、さらに御陵墓伝説地・御陵墓参考地・火葬所・分骨所・髪塔・灰塚迄をも載せるのは極めて特徴的である。また、「帝国臣民の義務として参拜せんと欲する士は五畿八道の内何れの地方より初めるも其参拜者の随意なれば仰願くば春秋の寸暇には其一部分づ、漸次参拜あらん事を」とやはり「緒言」で述べるのは、奥野陣七の「御陵墓」に対する姿勢をよく示すものである。

「畝傍山東北御陵并檀原神宮真景写真銅版」⁽²⁷⁾は、明治三十四年十一月十二日印刷同月十八日発行同月版権免許の「著者印刷兼発行者」を「奈良県高市郡白檀村大字畝傍第二十一番屋敷奥野陣七」とする、神武天皇陵と檀原神宮の写真を一葉ずつ載せた銅版の刷物である。これは「明治三十四年十一月十八日発行／畝傍山人奥野陣七翁著作／畝傍山東北御陵并檀原神宮真景写真銅版／奈良県高市郡畝傍山東南／檀原神宮境外／発行所畝傍檀原教会本院印」とある袋に収められている。

「忠孝和歌」⁽²⁸⁾は、大國隆正詠福羽美静の和歌の木版による刷物で、「正三位勲二等福羽美静子執筆／故 大國隆正翁之玉詠／忠孝和歌一葉／奈良県檀原神宮境外／畝傍檀原教会本院／発行代表者／奥野陣七」とある袋に収められている。文面は「おやのため／つねにをしえし／事しあらは／君ゆゑすてん／いのちなりけり／右大國隆正翁の詠／美静執筆」というものである。なお、「販売厳禁」の印がある。

これらを見ると、それまでは刷物や書籍の主題は神武天皇や神武天皇陵、さらには陵墓一般であつ

たのが、橿原神宮の創建を境に官址や官国幣社等にまで範囲が拡げられたのが明らかである。しかし、奥野陣七の最大の関心事は、橿原神宮創建の前と後とを問わず、神武天皇にあったことは疑いようもない。それは関心というよりは尊崇というべき性格のものである。神武天皇について著し神武天皇陵を描いた刷物・書籍は、その尊崇から派生したものと捉えてはじめて正しく位置付けられるものである。

四 橿原神宮との軋轢

このように、奥野陣七、また報国社・畝傍橿原教会の活動の理念は専ら神武天皇への尊崇であり、その最大の拠り所は他ならぬ神武天皇陵であった。何といても神武天皇陵は、勅使権中納言柳原光愛が陵域の竣成を奉告した文久三年十二月八日以降、疑いようもなく「大和国高市郡山本村領のうち畝傍山〔今俗に慈明寺山とよぶ〕（引用註、「内二行割り）東北のかた」の字ミサンザイ、また神武田に存しているのである。

それでは、橿原神宮については奥野陣七はどの様に考えていたのであろうか。明治二十三年四月二日の橿原神宮創建の後の奥野陣七、また畝傍橿原教会をめぐる、『橿原神宮史卷一』（神武天皇紀元二千六百四十一年辛酉昭和五十六年九月、橿原神宮庁）からみることにしたい。

創建直後の檀原神宮に、畝傍檀原教会との関係についての照会が相次いだ。明治二十三年七月二二日に大阪東成郡玉造村東雲町三丁目千八百三十七番松木俊正が畝傍檀原教会と檀原神宮の関係や神符について⁽³¹⁾、明治二十四年二月二十四日には畝火教会長新海梅麿が畝傍檀原教会は同会発行の鑑札を持って檀原神宮に参拝すれば内陣に参入できるとの口実で金員を募集しているが檀原神宮はそういう委託をしているかについて⁽³²⁾、明治二十五年九月二十四日に添上郡柳生村大字丹生岡田弥一郎方小野来代治が畝傍檀原教会に入社すれば檀原神宮内陣を許されるかについて照会した。これに対して檀原神宮は、檀原神宮と畝傍檀原教会は関係ない、畝傍檀原教会の鑑札を持参してもまた入社していても内陣に参入させることはない、と回答した⁽³³⁾。

その反面奥野陣七、また畝傍檀原教会は、檀原神宮の祭典の際に種々の奉納をしている。明治二十七年四月二日の「私祭」には「競馬」「煙火」を⁽³⁴⁾、明治二十八年五月五日には「能楽」を⁽³⁵⁾、明治三十一年四月二、三日には「烟火」を奉納している⁽³⁶⁾。

さて奥野陣七は、檀原神宮宮司山根温知に宛てた明治二十七年六月十五日「上申書」で、「大麻」、つまり「神符」を檀原神宮の社務所より畝傍檀原教会本院へ一手に申請け、各府県下の畝傍檀原教会の信徒に限り授与したいと願っている。当時在京中の奥野陣七は内務省社寺局で差支えない旨確認済であると述べ、これを受けて檀原神宮宮司山根温知が奈良県知事古澤滋に宛てた同月二十五日「神符授与之儀ニ付伺」⁽³⁷⁾でもこのことについては肯定的であった。しかし後でも触れる畝傍檀原教会の認可

取消の上申に際して著された「教会結社ニヨル弊害」⁽³⁸⁾によれば、「危険の伴ふことなれば」との理由で最終的には却下されたという。

そして奥野陣七は明治三十五年十月六日に「照会書」を「官幣大社廣瀬神社宮司兼同大社檀原神宮々司西内成郷」に宛てた。「照会書」は全十五条にわたるといふが、『檀原神宮史卷一』は、奥野陣七による「照会書」の答弁として西内成郷が著した同年十一月七日「奥野陣七照会書ノ件ニ付内申」⁽³⁹⁾（以下「内申」という）を載せる。この「内申」から奥野陣七の檀原神宮に対する「照会書」を部分的にもせよ復元すると、概ね次のようなものと考えられる。

- ・檀原宮址の決定は諸説ある中で西内成郷の説が採用されたが、確かな裏付けがあったのか。自分（奥野陣七）が西内成郷に与えた書物を用いて政府に建言したのではないか。西内成郷は「世間並ノ土百姓」であり、宮址決定に相応しい人物ではないのではないか。
- ・西内成郷は宮址の土地を安く買求めたが、それを実際の売買代価より相当高く売ったのではないか。登記簿を見ると安く買っていたことがわかる。
- ・西内成郷は公私混同をして私財を貯えたのではないか。いつも現金を持ち歩き二階建ての自宅も分不相応ではないか。
- ・西内成郷が元高取藩主植村家保氏の葬儀に大礼服で祝詞を奏するのは間違いではないか。

このような奥野陣七による西内成郷への攻撃の前提には、檀原宮址についての説が両者で異なり、しかも政府によって西内成郷の説が容れられ奥野陣七の説が捨てられたことがある。「内申」が「奥野陣七ガ一人認メ 皇祖御創業ノ靈地ナリト云フ場所ハ不適當ナルヲ以テ其筋ニ御採用無之ニテ、西内成郷ガ申立ル字高畑キザハシ宝賀等ノ場所ヲ御採用相成タルハ、奥野陣七ガ云フ方ノ場所ハ間違ヒニテ西内ガ取調べ建言セシ場所ハ全ク適當ナレバコソ御確定相成タル次第ナリ、是ニハ宮内次官圖書助其他特ニ西四辻侍従ヲ勅使トシテ派遣仰セ出サレ実地詳細御取調ノ上大臣ヨリ勅裁ヲ仰テ御確定相成タル次第ナリ、西内成郷ガ建言ノ場所ヲ違フト云フモノコソ実ニ恐レ多キ次第ナリ」とする通りである。

この後奥野陣七は何と「有罪ノ宣告」を受ける。檀原神宮宮司西内成郷が奈良県知事寺原長輝に宛てた明治三十五年十二月二十七日「上申書」に「此廿六日其筋ニ於テ右檀原教会本院長教導職奥野陣七ハ有罪ノ宣告相成タルニ付⁽⁴¹⁾」とある通りである。以降、奥野陣七と畝傍檀原教会は活動の危機を迎える。⁽⁴²⁾

『檀原神宮史卷二』がこの「上申書」と並べて載せる「教会結社ニヨル弊害⁽⁴³⁾」の「畝傍檀原教会」の項は、当時檀原神宮が奥野陣七や畝傍檀原教会をどのようにみていたかを如実に物語る。

畝傍檀原教会 奥野陣七氏の経営せるものにして神宮御鎮坐以前より白檀村大字畝傍にあり。奥

野氏は平素皇祖の御神徳宣布の傍、皇祖の御遺跡の湮滅せるを嘆じ専心其の研究調査に努め、檀原宮趾が大体畝火山東南麓畝傍部落の西方より今の御社殿一帯をそれとして世に発表せるが因となり、氏の蒐集したる資料等は当時上下に重んぜられし所なり。御鎮坐後は常に神域の殷賑に助力し祭典等には武道煙花相撲等を奉納し民庶の参拝を奨励し其の信徒全国に瀰満せるを見て明治廿七年同教会の一手を以て神宮神符を民庶に頒布することを伊勢神宮の大麻の如くならしめんとして当神宮並に県当局に請願せり。然れども該事業には危険の伴ふことなれば却下せられたり。其後同教会の態度が当神宮の方針と相容れざるものありて世の誤解を招く憂ひあること顕著なるに及び神宮も同教会を疎んずるに至りたるか、是に於て衰微を来せるものの如し。⁽⁴⁴⁾

前段では奥野陣七と畝傍檀原教会の功績を大いに讃えながらも、後段では檀原神宮との関係悪化と「衰微」を述べる。ここには、奥野陣七また畝傍檀原教会がたどった足跡の一面が、檀原神宮との関わりにおいてよく表現されている。

明治三十六年二月十六日、ついに奈良県知事は畝傍檀原教会の認可を取り消した。理由は「不正ノ所為アリ公安維持上差支候⁽⁴⁵⁾」ということであった。

さらに奥野陣七は「官幣大社檀原神宮大祭典会専務幹事」の地位を追われる。檀原神宮宮司西内成郷が奈良県知事寺原長輝に宛てた明治三十六年二月二十日「内上申書⁽⁴⁶⁾」に「不正ノ奥野陣七ガ依然ト

シテ官幣大社檀原神宮大祭典会専務幹事ノ名儀存置致候事ハ神宮ノ体面上甚不都合ノ至ニ存候」とあるのに、檀原神宮の認識が明らかである。「内上申書」のいう奥野陣七の「不正」は概ね次の通りである。

・檀原神宮大祭典会の規約には、檀原神宮境内社務所の傍に事務所を設け、寄附募金は八木・畝傍両銀行に預け、毎年の御祭典には寄附金から補充するべき旨明記され、寄附金で記念石燈籠を建設することになっているのに、境内に事務所を設置せず、寄附募金は銀行に預けず、石燈籠も明治三十二年に木標を建設しただけで未だ建設していない。寄附出金者には檀原神宮で家内安全の祈願祭典をする規約であるが、それも実行せずこれでは詐欺である。

・明治三十五年の祭典に檀原神宮大祭典会は許可された目的通りに実行せず、寄附募集揭示等では二千八百余円、奥野陣七によれば千五百余円程入手とのことで、他からは余程多額とも聞く。

・境内の事務所は有名無実で会計台帳もない。前宮司から引継ぎもなく詳細な名簿も手許にないが、岡田太平治・今村勤三・中山新太郎・中山平八郎・中野利右衛門・北村又左衛門・土倉庄三郎等は一人金百円宛、永田藤平・米田新太郎・木本孫次郎等は一人金五十円宛、その他寄附出金者は数十名は慥にいる。出金者から右の始末や家内安全の年々の神宮での祈願祭の様子等

を尋ねられても答えに困ることが少なくない。

・会計担当幹事は前科者の和田藤太で、負債が高み昨年中裁判所から何回も差押えの処分を受け、今では本宅まで他人名義で本人は裏宅住居である。

・奥野陣七と和田藤太は檀原神宮大祭典会を私有物のように扱い、神宮祭典会用として八木町静観楼・今井柳下亭等で飲酒の費用も払わずしばしば苦情がある。檀原神宮の名譽にも関し、許可の主意に反し奥野陣七等は幹事の名譽を乱用し、現に自分（檀原神宮宮司西内成郷）に対し無根の説を書き立て摺物として諸方に配布し、印刷には「檀原神宮大祭典会幹事」の名義を用い、檀原神宮の標柱を次々に持ち帰り、さまざまな事に幹事を乱用し、その為に檀原神宮の被害は少なくない。

・第五回勸業博覧会のため檀原神宮の参拝人も多くなるだろう。四月の祭典も近いが今なお官幣大社檀原神宮祭典会専務幹事のままであり、幹事名義でさまざまの謀を計画しているとも聞く。速やかに「除害」の英断を上申する。

「除害」とまで言うようでは、もはや両者の関係修復は困難と言わざるを得ない。

その後の奥野陣七について、以下、すでに触れた奥野陣七著『富貴長寿の枝折』の明治四十二年に大阪で発行された版から探ることにしたい。

まず注目されるのは、同書の奥付等が奥野陣七の居所を「大阪市東区上本町八丁目二百五番地」とすることである。奥野陣七は大阪市東区に移ったのである。そしてそこには家庭教育奨励会創立事務所と奥野報国社が置かれた。

ここで家庭教育奨励会について、『富貴長寿の枝折』に収められた「家庭教育奨励会創立主意書」〔明治四十二年六月下旬〕、「家庭教育奨励会起原主謹言」と「家庭教育奨励会規約草案」〔明治四十二年七月下旬〕、「起原主奈良良平民奥野陣七天保十三年八月八日生、同愛媛県士族甲斐順宜天保十四年四月一日生」からみることにしたい。

「家庭教育奨励会創立主意書」は、家庭教育奨励会創立の主旨について「国民の道徳を奨め忠孝の命資たる富貴長寿の方法を研究する事を励ます事」とするが、それよりはむしろ「家庭教育奨励会規約草案」第四条に「本會々員ハ 天祖天照皇大御神ノ大麻ヲ尊信シ歴代皇祖皇宗ノ中殊ニ御宝算一百二十七歳ノ御長寿ニアラセラレタル 皇祖神武天皇ノ御尊号ヲ各自ノ神床ニ祀リ皇恩ニ報ヒ奉ルト共ニ富貴長寿ヲ祈ルモノトス」とあることの方がより具体的である。また「家庭教育奨励会主意書」に

は「不肖等ふせうらは実じつに是こゝと云いふ学識がくしきなく經驗けいけんなく殊ことに資産しさんに乏まじき老野人等らうやじんらでム升あれども皇恩くわいおんと云いふ事こと丈だけは聊いささか心得こころえ居をり升あがゆえ故ゆに年来ねんね歴代れきだいの御陵墓ごりやうぼを始め奉まじり全国官幣社ぜんこくくわんぺいしゃの実地等じつちらを参拜調査さんぱいたうさし」ともある。家庭教育奨励会は、明らかに奥野陣七がたどってきたそれまでの経緯の延長上に位置付けられているのである。

では家庭教育奨励会は、会員に対してどのような事業を行なうというのか。「家庭教育奨励会規約草案」第十七条は会発行の「冊子」の会員への「呈與」を定めるが、その「冊子」とは、『皇祖神武天皇御記』『歴代御陵墓参拝道の枝折』『国家命機庭の螢火』『人命の宝库』『富貴長寿の枝折』である(同第十八条)。ここでこれらの「冊子」についてみれば、「教育勅語」と三種の神器に基づいて忠孝の大道を説いた『国家命機庭の螢火』は奥野陣七とともに家庭教育奨励会の起原主である甲斐順宜の著であるが、甲斐順宜による灸術の虎の巻と故陸軍軍医総監松本順による伝授通俗治療薬剂手当法を明らかにした『人命の宝库』は奥野陣七と甲斐順宜の合著である。そして、『皇祖神武天皇御記』はすでにみた奥野陣七編『神武天皇御記』と『歴代御陵墓参拝道の枝折』はやはり奥野陣七編輯『歴代御陵墓参拝道順路御宮址官国幣社便覧』と同一あるいは重なる部分が多いと考えられ、『富貴長寿の枝折』はまさにここでみている書籍である。

ここにも、畝傍檀原教会と家庭教育奨励会との連続性が明らかである。奈良から大阪へ移り新たに家庭教育奨励会を旗揚げしようという段になっても、奥野陣七の姿勢はそれまでと何らかわる所はな

かつたのである。

奥野報国社については、『富貴長寿の枝折』掲載の「製剤本舗奥野報国社」による二点の広告が手掛かりとなる。ともに薬の広告である。

ひとつは「長寿神武丸」の広告である。「百歳以上の長寿を保つ靈剤広告」と銘打たれている。「主治効能」は「胃病」「頭痛」「腹痛」「気絶」「眩暈」「気鬱」「痢鬱」「食滯」「溜飲」「子宮病」「疝氣」「中風」「吐瀉」「中暑」「中寒」「五臓より起る一切の病」「風土に慣れざるにより起る病」「船車酔」「小児五疳驚風」等に及ぶという。広告中の「畝傍山人奥野陣七」による説明によれば「此丸剤は上古 皇祖（引用註、神武天皇）御東征の際皇軍に用ひ給ひしと云ふ古方剤」である。奥野陣七はさらに続ける。

大歳甲寅に当りし冬（即ち今を去る事式千五百七十六年前）十月十日日向国児湯郡美々津に到り皇船を整へ玉ひ、夫より豊後国速吸の水門（即ち今の佐賀の関）に到り給ひし時、此国の主名を珍彦亦の名を椎根津彦尊（市磯家の祖）を召し給ひて汝は委しく海陸の道を知りぬらむ、 皇軍の為に導き仕らんやと 勅尊ありければ、速に領掌し御先導し奉りたる勲功に依り即位紀元二年壬戌歳春二月二日珍彦を以て倭国造に以せられたる事は国史に明かなり、其後 崇神天皇の御宇中祖市磯長尾市を以て大和神社の神主と定め給ひしより明治の御維新まで其子孫連綿として同神

社に奉務し来り同家伝来の実に珍しき古方劑なり、然るに製劑者陣七は同家と縁故により該家の家伝を得て三十八年戰役出征軍人諸君に紀念藥として施與せしに何れも効能確實なるを謝し来る故に、此靈劑を一家の秘密として世に顯はさざるも可惜事と友人等も云ひ自分も実もと思ひぬれば、尚念の爲め国手諸大家に就て方劑を示して其所見の如何を問糺せしに万口一齊上古の方劑に實に珍らしき良劑にして別紙効能書に該当する病には必ず特効ありと賞賛せられぬ、依て之を汎く世に行め衆と共に無病にして長寿を保たん事を欲し先に内務省第一五二五〇号免許を得て発売する所以なり

これが「長寿神武丸」との命名の所以である。また「追て本劑は内地は勿論台湾朝鮮清国其他外国へ相弘むる計画にして其所方(地)を明かにせんと欲し調劑品分量等を製しあれば上古の方劑の事實を知らんと欲する諸君は製劑本舗へ御申越あれよ」ともする。いわば「長寿神武丸」の海外雄飛である。この廣告は「明治四十二年四月三日」(傍点引用者)の日付を有するが四月三日は神武天皇祭に当り、しかも自らについて「畝傍山人奥野陣七謹誌」(傍点引用者)とする。奥野陣七は居を大阪に移し「製劑本舗奥野報国社」を興すに至っても、自らの根源を「畝傍」、つまり神武天皇の聖地に求める姿勢を堅持したのである。

もうひとつは「奥野防臭劑おくのくさまけ」の廣告である。これによれば「奥野防臭劑」は「奥野陣七の新發明」

であり「従来大阪市役所に於て買取死鼠の悪臭を防がん為め各地の防臭剤を試用せられたるも其効能薄きに反し一度本剤を御試用あり、人畜の死体に何程甚しき悪臭の發するも僅かに撒布せば即時防止の功ある事を認められ、爾來関西諸官衙及病院大工場等に於て多量の御購入是れあるを見ても、従来世に有り触れの防臭剤とは全然其種質の異なることは確然たる証拠なり」という。さらに「関東地方は明治三十九年迄は未販売なりしも今年九月に至り宮内省調度局の御用品として納入方を命せられ其他諸官衙に御実験を仰ぎたる所何れも効蹟確實なるを認められ御用命を蒙る故に東京横浜等に特約店及出張所を設け汎く販売せり」と宮内省への納入、関東への販路の拡大について述べる。

奥野陣七にとって、橿原神宮との間の軋轢も、大阪へ居を移すことも、そして「長寿神武丸」の海外雄飛も、神武天皇への尊崇と何ら矛盾しなかつた。それどころか奥野陣七は、右にみた奥野報国社による明治四十二年十月発行の『大和国の歌』⁵⁰で「朝日かゞやく日の本の國は八十國餘ども／五穀ゆたかに土地肥て／神世のまゝの杉檜／しげり榮ゆく國の富／げにも大和は美し國」と、神武天皇の聖地であり自らの郷里でもある「大和国」に寄せる想いを明け拵げに歌い上げたのであつた。

六 再び奈良へ

その奥野陣七が再び奈良に戻つて来た。右にみた『富貴長寿の枝折』の大正二年に奈良で発行され

た版の奥付には、「編輯印刷兼発行者」の奥野陣七について「奈良県高市郡白檀村大字畝傍二十一番邸住」とするのである。⁽⁵²⁾その上「発行所」は「檀原神宮華表前同神宮講員取扱所」である。この「講員取扱所」が檀原神宮とどの様な関係にあったのかは不明であるが、とも角も奥野陣七は神武天皇の聖地に戻ってきたのである。

しかもこの『富貴長寿の枝折』の大正二年に奈良で発行された版を明治四十二年に大阪で発行された版と較べると、大正二年に奈良で発行された版には家庭教育奨励会についての「家庭教育奨励会創立意書」や「家庭教育奨励会規約草案」を欠くのである。「長寿神武丸」や「奥野防臭剤」の広告もない。奥野陣七は大阪から奈良に戻るに際して、家庭教育奨励会や薬の製造・販売に関わる事柄を総て断ち切つて来たのであろうか。それに対して大正二年に奈良で発行された版には、明治四十二年に大阪で発行された版にはない「大正二年一月元旦」の序文が載せられている。次の通りである。

尚官幣大社檀原神宮敬神の諸君及び曾て年末陣七御懇意を忝うせる各位は、神宮御参拝の節弊屋に御来駕有之候はゞ名所旧跡を懇に御案内申上候間、御家族召連れの上御参宮あらん事を長日奉待上候

奥野陣七は、神武天皇の聖地における再度の活動に当って、以前と全く変わらない姿勢を貫いたの

である。この序文に際して奥野陣七は自らを「官幣大社檀原神宮華表前同神宮附屬講社講員取扱所に
て支講長奥野陣七」とする。これは明らかに、檀原神宮との繋がり誇示である。

また、『神武天皇御記』については既に見た所であるが、大正二年三月十一日発行の第三版（活字
版）⁽⁵⁴⁾の奥付は「編輯印刷兼発行者」の奥野陣七について「奈良県高市郡白檀村大字畝傍第廿一番邸檀
原神宮華表前任平民」とし、「発行所」を「官幣大社檀原神宮華表前檀原神宮講員取扱所」とする。

そして、『日本国中夫婦連にて遊歴文句東海道五十三次駅名恋路文句合巻附り気養ひ気が楽なづく
し』⁽⁵⁵⁾も奥野陣七が奈良に戻ってからの著作で、内容は五畿七道の国順、東海道五十三次の駅順等を題
材とした「戯れの読物」である。大正六年十月十一日の発行で、奥付に「著作印刷兼発行者」の奥
野陣七について「奈良県高市郡白檀村大字畝傍廿一番邸平民」とした上で、「発行所本部」を「同県
同郡同村大字四條三十五番邸奥野報国社」、「発行所」を「大阪市東区上本町八丁目第百八十七番邸奥
野報国社仮出張所」とすることは注目される。つまり、奥野陣七はこの段階までに奈良に移ってはい
たが、大阪にも「仮出張所」は残されたのである。

さて本書の末尾で奥野陣七が「報国社々主」として述べる中に次のようにある。

著作者陣七義今を去る事五十二ヶ年前なる慶応二寅年の夏大峯山上の奥にて仙術を得たる凡人な
らざる行者より伝授を得ましたるまじない術は身体に痛みをかんずる病気にして第一神経痛症

『リヨマチイス』旧名通風病、疝氣病其他総て身体に痛み苦しむ病者にして下拙が発行する書冊を御覧有之有志諸君及其家族衆に於て諸病氣にて苦しむ御方有之ば何程多数の病者にても無料にて御助け申ますれば御申込あらん事を豫告致し置きます

これを見る限り、奥野陣七、また奥野報国社、そして大阪にあるその「仮出張所」は、それまで營んでいた製薬関係の事業を全く放棄したのではなかった様に思われる。

おわりに

奥野陣七による神武天皇尊崇は、幕末期を勤王方として働いたにも拘わらず報いられることがなかった挫折の記憶と、自らの「御古蹟」調査の蓄積の上に成り立っていた。そしてその尊崇の拠り所は、何といっても神武天皇陵であった。奥野陣七にとって神武天皇陵は、神武天皇尊崇のための絶対的な前提であった。

それに対して榎原神宮はどうであったか。すでにみた奥野陣七と榎原神宮の軋轢によっても明らかのように、奥野陣七にとって榎原神宮は、神武天皇尊崇のために欠かすことができない前提ではなかった。と同時に、一旦は大阪へと居を移さざるを得なかった奥野陣七が、機会を捉えて奈良へ戻った

のも事実である。やはり奥野陣七にとって神武天皇の聖地でなければ活動の意味がなかったであろうか。奥野陣七の心情を含め、事実関係についても不明確な部分が多い。

もちろん神武天皇陵についても、かつては異説があったのでありいくつかの候補地のうちのひとつが神武天皇陵として決定されたに過ぎない。このことをみれば、神武天皇陵といえども決して絶対の存在ではあり得ない。それが奥野陣七にとって神武天皇尊崇の絶対的な前提になったのは、何といても、神武天皇陵は歴然として存したものの橿原神宮が未だなかった時代の反映というほかはない。もともとそれと決定されてもおらず管理の実態もなかった所にまずは神武天皇陵が決定され、その後には神武天皇とその皇后媛踏躰五十鈴媛命を祭神とする橿原神宮が創建されたのである。本稿でみた奥野陣七、また報国社・畝傍橿原教会をめぐる一連の動向も、この過程の中に位置付けられてこそ、その核心に接近し得るのである。

註

- (1) 高木著『近代天皇制と古都』一九頁。
- (2) 高木著『近代天皇制と古都』二五頁。
- (3) 高木著『近代天皇制と古都』二六―二七頁。
- (4) 高木著『近代天皇制と古都』二八頁。
- (5) 高木著『近代天皇制と古都』二七頁。

- (6) 大阪で発行されたものは明治四十二年八月十五日発行「編輯印刷兼発行者大阪市東区上本町八丁目二百五番地（平民）奥野甚七」「発行所大阪市東区上本町八丁目二百五番地奥野報国社」（国立国会図書館蔵）、奈良で発行されたものは大正二年一月一日発行「編集印刷兼発行者奈良県高市郡白檀村大字畝傍二十一番邸奥野甚七」「発行所檀原神宮華表前同神宮講員取扱所」（檀原神宮蔵保井文庫）とする。
- (7) 『富貴長寿の枝折』（明治四十二年、大阪）二十七〜八頁。
- (8) 明治大学図書館蔵蘆田文庫。
- (9) 同じ図柄による木版の刷物は他にも確認されるが、例えば、「明治十二年／内務省御届／十月廿九日」の朱印がある著者蔵本には「神武天皇御陵前奥野甚七」とある。両者の前後関係があらわれており興味深い。
- (10) 富山市立図書館蔵山田孝雄文庫。
- (11) 国立国会図書館蔵。
- (12) 檀原神宮蔵保井文庫。
- (13) 同様の主旨が、「会員結集之主意」（明治三十四年二月十一日再版、畝傍檀原教会本院）（著者蔵）と「会則」（明治三十二年一月再版）（著者蔵）にも述べられている。
- (14) 以下に取り上げる「神武天皇御陵御修繕之際埋碑文石摺全」の説明を参照。早稲田大学會津八一記念博物館蔵の袋に「畝傍山東北御陵門前報国社」とある。
- (15) 以下に取り上げる「皇祖天神歷代皇靈遙拝之卷」をはじめとする刷物・書籍の説明を参照。
- (16) 「大和国高瀬道常年代記」の明治二十二年十月条は「柏原ノ宮趾當繕、此節盛ナルニ付テハ、此回神武天皇前ナル報国社々長奥野陣七并川本教正等ノ發起ニテ、今度御陵參拜者ノ便利ヲ計ル為、畝傍^{ウヂノ}柏原教会所ナル者ヲ御陵ノ傍ニ建築シ、尚此辺ニ一大公園ヲ開キ、次テ歷代天皇陵遙拝所并文久三年国事ノ為ニ斃レタル中山忠光卿其他天誅組ニ加ハリ居リシ諸士數十名ノ精靈ヲ合祀スベキ神殿ヲモ建設ストノ事ナリ」（傍点引用者）（廣吉壽彦・谷山正道編『大和国高瀬道常年代記下巻』（清文堂史料叢書第一〇二刊）（一九九九年、

清文堂出版) (九五四頁) と、奥野陣七による畝傍檀原教会 (「畝傍柏原教会所」が「建築」されたこと等を述べる。ここに畝傍檀原教会が「建築」された場所を「御陵ノ傍」とするのは、明治二十二年十月当時未だ檀原神宮が創建されていなかったことを考えれば、檀原神宮の創建が「畝傍山東北御陵門前」の報国社から「檀原神宮境外」の畝傍檀原教会への転機になったという本稿の議論を否定するものではないと考えられる。

- (17) 著者蔵。
- (18) 奈良県立図書情報館蔵大和国葛上郡名柄村中野家文書。
- (19) 国立国会図書館蔵。
- (20) 星野良作者『研究史神武天皇』(昭和五十五年、吉川弘文館) はこれに注目し、「神武陵碑」として図版を掲載した(七十九頁)。
- (21) 早稲田大学會津八一記念博物館蔵加藤諄手拓収集日本金石拓本コレクション、富山市立図書館蔵山田孝雄文庫等。また著者蔵。以下著者蔵本による。
- (22) この他、「版權所有／神武天皇御陵埋碑銘文石摺一軸／奈良県檀原神宮境外／発行所畝傍檀原教会本院印」とある袋も確認される(コピーのみ著者蔵)。
- (23) 皇学館館友会編『皇学』三(平成五年七月、国書刊行会)として復刻(皇学館館友会百周年記念出版)。
- (24) 佐藤著「文久三年に於ける神武天皇陵御修理に就いて」五十一頁。
- (25) 著者蔵本による。
- (26) 国立国会図書館蔵。また本文中では奥野陣七は「権大教正」である。
- (27) 著者蔵。
- (28) 檀原神宮蔵保井文庫。
- (29) 「孝明天皇紀」文久三年十一月二十八日条(『孝明天皇紀第四』「昭和四十三年、平安神宮」九二六〜七

頁。

- (30) 谷森善臣著「山陵考」より「畝傍山東北陵」(『文久山陵図』二二〇五年、新人物往来社)二二六頁。
- (31) 「当神宮ノ名義ヲ以テ不正行為ノ件」(典拠「檀原神宮史稿」)〔檀原神宮史卷一〕一六一頁。
- (32) 「畝傍檀原教会ニヨル会員募集ノ件」(典拠「檀原神宮史稿」)〔檀原神宮史卷一〕一八九頁。
- (33) 「畝傍檀原教会トノ関係ニ付照会回答」(典拠「檀原神宮史稿」)〔檀原神宮史卷二〕二六六頁。
- (34) 「私祭執行」(明治二十七年四月二日) (典拠「檀原神宮史稿」)〔檀原神宮史卷一〕二七八〜九頁。
- (35) 「能楽奉納御願」(典拠「檀原神宮史稿」)〔檀原神宮史卷一〕二九三〜四頁。
- (36) 「私祭ニ烟火等奉納」(典拠「檀原神宮史稿」)〔檀原神宮史卷一〕三四六頁。ただし四月三日は雨のため「烟火」は奉納されなかった。
- (37) 「檀原神宮神符ヲ畝傍檀原教会へ下附ノ儀ニ付申請」(典拠「檀原神宮史稿」)〔檀原神宮史卷一〕二八〇〜四頁。
- (38) 「檀原教会認可取消方上申」(典拠「檀原神宮誌」)〔檀原神宮史卷一〕三七七〜九頁。
- (39) 「奥野陣七照会書ノ件ニ付内申」(典拠「庶務書類」)〔檀原神宮史卷一〕三七一〜七頁。
- (40) 「奥野陣七照会書ノ件ニ付内申」(典拠「庶務書類」)〔檀原神宮史卷一〕三七五頁。
- (41) 「檀原教会認可取消方上申」(典拠「檀原神宮誌」)〔檀原神宮史卷一〕三七七〜八頁。
- (42) 高木著「近代天皇制と古都」は、「明治三十五年十一月七日西内成郷宮司誹謗一件弁駁書」(『檀原神宮関係文書』二六一〜二二、近三〇一、天理大学図書館所蔵)から、奥野陣七が広瀬神社兼檀原神宮宮司の西内成郷を誹謗し、高田区裁判所より「西内成郷ニ係ル標柱取戻事件ニ付強制執行」をうけ、奥野は三十五円二銭五厘を支払えず、「家資分散者」を宣告されていることを指摘する(二七九〜八〇頁)。
- (43) 「檀原教会認可取消方上申」(典拠「檀原神宮誌」)〔檀原神宮史卷一〕三七八〜九頁。
- (44) 註(43)に同じ。

- (45) 「畝傍橿原教会及び畝傍太祖教会設立認可取消」(典拠「庶務書類」)(「橿原神宮史卷一」三八五～六頁)。標題にある通り畝傍橿原教会とともに畝傍太祖教会も設立認可取消となった。理由は両者同じである。
- (46) 「橿原神宮大祭典会ニ付内申」(典拠「庶務書類」)(「橿原神宮史卷一」三八六～七頁)。
- (47) 『富貴長寿の枝折』(明治四十二年、大阪)四十六頁。
- (48) 『富貴長寿の枝折』(明治四十二年、大阪)四十九頁。
- (49) 『富貴長寿の枝折』(明治四十二年、大阪)四十七～八頁。
- (50) 奈良県立図書館蔵(明治四十二年十二月二十五日訂正再版)。
- (51) 「大和国の歌」一番。作曲目賀田満世吉。
- (52) 註(6)参照。
- (53) この『富貴長寿の枝折』の大正二年に奈良で発行された版には表紙に「非売品」とあるが、これは明治四十二年に大阪で発行された版にはみえない。
- (54) 奈良県立図書館蔵。
- (55) 橿原神宮蔵保井文庫。

(付記) 史料の閲覧に当たっては、橿原神宮禰宜秘書部長山田敬介氏、富山市立図書館副館長亀澤祐一氏、早稲田大学會津八一記念博物館助手三宮千佳氏、同持田大輔氏、明治大学学術・社会連携部図書館事務室管理グループリーダー中村正也氏、明治大学政経学部教授外池力氏にお世話になった。記して謝意を申し述べたい。